

整理番号	経-法申-19
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当） 名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部企業支援課 (06-6264-9938)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画変更の認定申請
概要	先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中小企業等経営強化法第53条
審査基準	変更に係る認定申請があった場合において、先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、認定をするものとする。 (中小企業等経営強化法第53条第5項(第52条第4項を準用)) 1 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 2 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部企業支援課
提出時期	随時
提出方法	ホームページに記載の変更時に必要な書類を郵送により提出してください。また、郵送と併せて必要書類のうち先端設備等導入計画（変更後）（Wordファイル）を下記メールアドレス宛に送付してください。 sentansetsubi-nintei@city.osaka.lg.jp
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部企業支援課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000436801.html
備考	